

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十五号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「次号」を「第二号の三」に改め、同号(一)中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号(二)中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号(三)中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号(四)中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同号中(五)を(四)とし、(五)を(五)とし、同号(四)中「第三十五条第四項」を「第三十五条第六項」に、「ねこ」を「猫」に改め、「引取り」の下に「又は譲渡し」を加え、同号中(六)を(五)とし、同号(五)中「第三十五条第四項」を「第一種動物取扱業」に改め、同号中(六)を(五)とし、(六)を(六)とし、同号(四)中「第三十五条第四項」を「第三十五条第六項」に、「ねこ」を「猫」に改め、「引取り」の下に「又は譲渡し」を加え、同号中(六)を(五)とし、同号(五)中「第三十五条第三項」を「第三十五条第五項」に改め、同号中(七)を(六)とし、(六)の前に次のように加える。

(五) 第三十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫の引取り又は引取りの拒否

(六) 第三十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫を引き取るべき場所の指定

(七) 第三十五条第四項の規定による犬又は猫の返還又は譲渡し

第十一条第二号中(六)を(七)とし、(七)を(七)とし、(七)を(七)とし、(七)を(七)とし、(七)を(七)とし、(七)を(七)とし、(七)の前に次のように加える。

(八) 第二十五条第三項の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態の改善に係る措置の命令又は勧告

第十一条第二号中(八)を(八)とし、(八)を(八)とし、(八)の前に次のように加える。

(八) 第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受付

(九) 第二十四条の三第一項の規定による第二種動物取扱業の変更の届出の受付

(十) 第二十四条の三第二項の規定による第二種動物取扱業の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出の受付

(十一) 第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に掲げる場合を除く。）の規定による第二種動物取扱業の廃業等の届出の受付

(十二) 第二十四条の四において準用する第二十三条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善の勧告

(十三) 第二十四条の四において準用する第二十三条第三項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置の命令

(五) 第二十四条の四において準用する第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査

第十一条第二号(イ)中「規定による」の下に「第一種動物取扱業者に対する」を加え、同号(ロ)を(イ)とし、(イ)を(ロ)とし、同号(ハ)中「動物取扱責任者研修の受講に係る」を「第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していない第一種動物取扱業者又は第二十二条の五の規定を遵守していない犬猫等販売業者に対する」に改め、同号中(ロ)を(イ)とし、同号(イ)中「規定による」の下に「第一種動物取扱業者に対する」を加え、同号中(イ)を(ロ)とし、(ロ)の前に次のように加える。

(ロ) 第二十二条の六第二項の規定による犬猫等の種類ごとの数等に係る届出の受付

(イ) 第二十二条の六第三項の規定による犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命令

第十一条第二号中(イ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、同号(ハ)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号(イ)を(ロ)とし、同号(ハ)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号中(ロ)を(イ)とし、(イ)の前に次のように加える。

(ロ) 第十四条第三項の規定による犬猫等販売業を営むことをやめた旨の届出の受付

第十一条第二号の二(イ)中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号(ロ)中「(第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号(イ)中「(第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、(ロ)を(イ)とし、同号(ロ)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、同号(イ)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、同号(イ)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、同号(イ)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号中(イ)を(ロ)とし、(ロ)を(イ)とし、(イ)の前に次のように加える。

(イ) 第十条の六第三項の規定による第二種動物取扱業の届出に係る書類の提出の要求

第十一条第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 附則第三条第二項の規定による犬猫等販売業に係る届出の受付
- (二) 附則第三条第三項の規定により適用される改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新動物愛護管理法」という。)第十四条第四項において準用する同法第十条第一項の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録
- (三) 附則第三条第三項の規定により適用される新動物愛護管理法第十四条第四項において準用する同法第十一条第二項の規定による登録した旨の通知

(四) 附則第三条第三項の規定により適用される新動物愛護管理法第十四条第四項において準用する同法第十二条第二項の規定による通知

(五) 附則第八条第一項の規定による第二種動物取扱業の届出の受付

第十一条第三号(七)から(九)までの規定中「ねこ」を「猫」に改める。

第十一条第四号中「(七)、(八)、(九)及び(十)」を「(七)、(八)、(九)、(十)及び(十一)」に改める。

第十三条第三十四号中「流通経費支援及び森林・林業人材育成加速化事業に係るもの」を「地域材利用開発、森林・林業人材育成加速化事業及び地域材新規用途導入促進支援に係るもの並びに地域森林計画編成事業補助金」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。